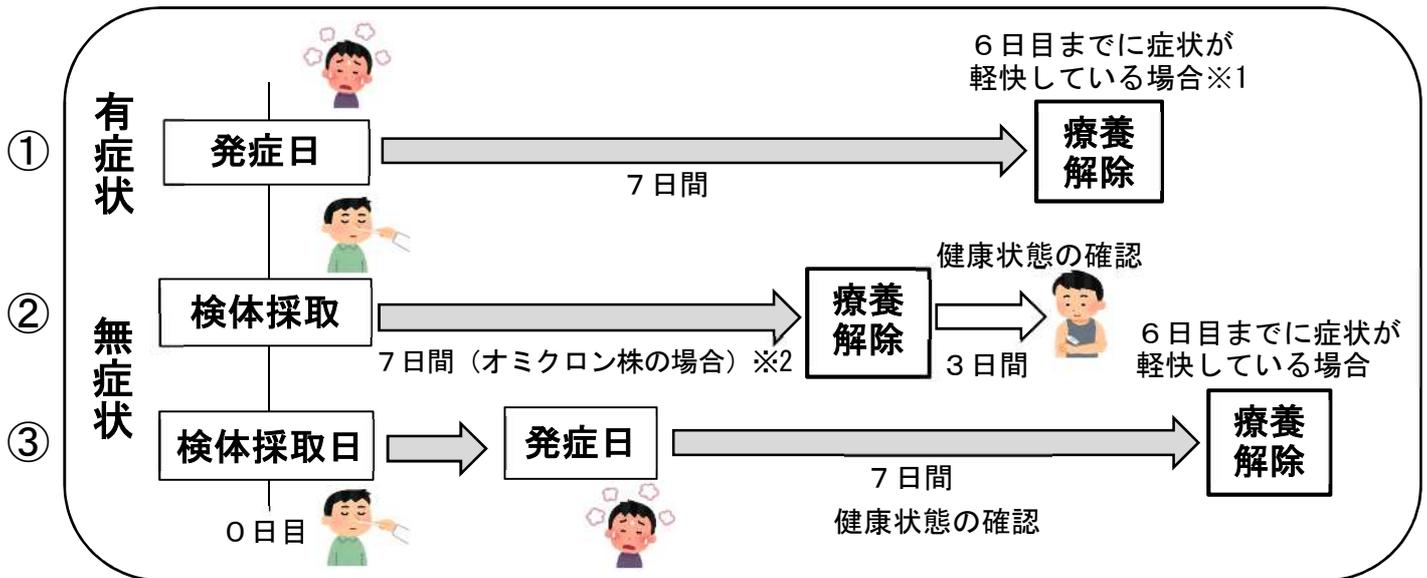


新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ



- ① 医療機関等で新型コロナウイルス陽性と診断された方については、発症日の翌日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、療養解除となります。療養期間は、最短で発症日の翌日から7日間です。※1 現に入院している者、高齢者施設に入所している者は従来から変更無し（10日間）となります。
- ② 無症状の方は検体採取日の翌日から7日間です。症状がないまま解除した場合は、解除後3日間は、健康状態の確認をお願いします。※2 加えて5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除可能となります。
- ③ 無症状の方が途中で発症した場合は、発症日の翌日から7日間療養が必要になります。
 - ・ 症状が続く場合は保健所に御相談ください。

- 医療機関等で携帯電話番号を登録された方には、原則として2種類のショートメッセージ（①My HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）通知と②愛知県自宅療養者サービス窓口からの通知）が届きます。

- ① 重症化リスクがないと医療機関で判断された方には、保健所からの電話による健康確認は行っておりませんので、My HER-SYSで各自健康観察をお願いします。なお、重症化リスクがある方には保健所から直接連絡をさせていただくことがあります。
- ② 通常診断日の翌日に、愛知県自宅療養者サービス窓口から携帯電話にはショートメッセージ、固定電話には電話によるサービス内容に関する連絡がありますので必ず御確認ください（※3）。

パルスオキシメーターの貸出、自宅療養者配食サービス、宿泊療養施設での療養を希望の方は、以下のウェブページをご覧ください。コールセンター（050-3646-7175（9時～17時の土日祝日含む全日））にお問い合わせください。

愛知県自宅療養者サービス窓口（<https://rsa2022.jp>）

- ※3 医療機関が患者発生届をFAXにより届出た場合は、愛知県自宅療養者サービス窓口からの連絡が2～3日遅れることがあります。

- 津島保健所ホームページに療養上の注意事項が掲載してありますので御確認ください。（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tsushima-hc/>）